

# カントの「目的の国」について

——その具体的把握への試論——

滝川 鈴彦

カントが、「道徳形而上学原論」(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten)において、定言命法を展開したその究極に到達した豊かな概念「目的の国」は、かれの道徳哲学においてきわめて重要な位置をしめているといえよう。しかし、かれはこの「目的の国」を一個の理想にすぎない(Grundl., S. 59 Phil. Bib.)として、そこでは人格の自主性、自由意志の尊厳性を強調するにとどまっている。この小論では、「道徳形而上学」(Metaphysik der Sitten)すなわち「法論」(Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre)および「徳論」(Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre)をとりあげることによって、「目的の国」の具体的把握を試みたいと思う。

## 1

カントにおける「目的の国」とは、多種多様な理性的存在者が共通の法則によって体系的に結合された体制であり、その共通の法則とは、すなわち定言命法の第二法式であるところの「汝自身の人格ならびに他の人格における人間性を常に同時に目的として取り扱い、決して単に手段としてのみ取り扱わないように行為せよ」である。したがってこの国では、理性的な存在者たちは、それぞれ孤立して、自律的意志の主体として単に「目的自体」としてあるのではなく、目的および手段としての相互関係をかたちづくることによって体系的結合を成りたらしめているのである(Vgl. Grundl., S. 58~60)。このように「目的の国」の成員は常に手段としても取り扱われうる人格、すなわち肉体や心をもつ個別的な人格である(和辻哲郎・人格と人類性 94頁参照)。個別的な身体をそなえた多数の人格の体系的結合であるが故に、カント自身もこの「目的の国」

を複数の形で「諸目的の国」(*ein Reich der Zwecke*)と呼んでいるのである。そしてなおこの「目的の国」には価値づけられた物件の存在も許されている。「目的の国では、一切のものは価格をもつかそれとも尊厳をもつか、二つのうちのいずれかである。……人間に通有な一般的傾向と欲求とに関係するものは市価をもつ。また欲求を前提することなく、或る種の趣味に適合するものは感情価をもつ、……道徳的原理およびこの原理を実現しうる人間性のみが、尊厳をもつ唯一のものである。」(*Grundl.*, S. 60)このようにみても、カント自身は人間性の原理(第二法式)の完全な実現に重きをおいたため、「目的の国」を一個の理想にすぎないとしてしまったが、それは現実の人間社会に実現さるべき、いやそこにのみ実現されうる理想といわねばならない。

## 2

さて、個別的身体的存在としての多数の人間が物件を介して相互に交渉し合い、社会を形づくるとき、そこにはまず、自らの無限の恣意を抑制し、相互に調和両立のもとに外的自由を維持しうるようにすべきことが要求される。そこには恣意の自由を制限する法がなければならない。ここにおいて法論の根本原理は「汝の恣意の自由な使用が普通的法則に従って、各人の自由と並立しうるよう外的に行為せよ」(*M. d. S.*, S. 35 *Phil. Bib.*)となり、したがって法は「一人の恣意が他人の恣意と自由の普遍的法則にしたがって調和しうるための総和」である(*op. cit.*, S. 34~35)。このように自由な人格は外的自由を実現するために法を産出し、カントによれば、それはまず私法の体系として立てられるのである。しかし私法の世界は「法的自然状態」にとどまり、各人の人権(所有)は全体の承認のもとに確定されていない。そのため各人の原契約(*contractus originarius*)によって国家が樹立され、そして「法的公民状態」としての公法の体系が確立される。それは、国家法・国際法・世界公民法から成立するが、公法の最終目的は各人にかれのものを永続的に保障することにあるのである(*Vgl. op. cit.*, S 170)。国家はあくまでも原契約の精神にもとづく共和政がよく、そして「最良の国家体制は人間がでなく、法が支配するような体制」でなけれ

ばならない。公法の世界は世界公民法において完成するが、それは法の精神を人類的世界的世界において実現したものであり、ここでは個人相互の法的関係、諸国家間の国際法的相互関係が調和されて、「永遠平和の体制」(op. cit., S. 181) が実現し、各人の外的自由がここにおいて完全に保証されるのである。(個人が原契約にもとずいて国家を樹立したように、国家が相互の姿意を抑制し、自由と安全を維持するためにカントは普遍的な国家連合を考えているが、法の根本原理の実現を論理的におしすすめていくならば、それは世界共和国に至らねばなるまい。この点の批判については朝永三十郎・「カントの平和論」を参照しなければならない。)

以上カントの「法論」の骨組みをのべてきたが、われわれはこれを「目的の国」の客体的側面あるいは横断面として考えることができるのではなかろうか。なぜなら、道徳性それ自身は個々の人格が自己の内面的自由を確立するところに成立するが、しかし内的自由は行為によって外化することがなくては、それ自身抽象的であるほかはない。したがって内的自由が行為によって外へ自らを現出するためには、人格の外的自由、社会的自由が確実に保障されていなくてはならない。「目的の国」において人間性の理念が完全に実現しうるためには、人間性を内にやどす個別的身体的存在としての人格の外的自由は不可欠の要件といわねばならない。逆にいえば、多数の人格が物件を介し相互関係に立つ「目的の国」は、法の支配する世界として、さらにその法を完全に保障する永遠平和の世界として、この現実の人間社会に実現されねばならない。

### 3

「目的の国」の成員であるそれぞれの人格の、それみずからの主体的側面についての具体的なあり方については、カントの「徳論」をみななければならない。そこにいわれることは、一言にしていえば人格のうちなる「人間性」への義務の完全な実現である。「人間性」とは自・他の人格に宿り、自己を自己たらしめ、他己を他己ならしめるそれぞれの本来的自己、すなわち自律的主体としての自己、道徳法の下なる自己である。道徳的義務は、日常的感性的自己にとっては

強制であり苦痛であっても、本来的自己にとっては、道德法は自らの産出し定立した目的として強制でも苦痛でもない。このような本来的自己の自由な発動への意志の道德的強さが「徳」である。そしてこの「同時に目的でもあるところの義務」が徳の義務である。法の義務には外的強制が可能であるが、徳の義務は自由な自己強制のみにもとづく(Vgl. M. d. S., S. 223)。カントがあげる「同時に目的でもあるところの義務」は二つあって、一は自己の完全性、二は他人の幸福である(op. cit., S. 225)。自己の完全性とは、「自己の能力(または自然素質)の開発, しかも同時にまたあらゆる義務一般を十分に行うという自己の意志(道德的な考え方)の開発」(op. cit., S. 227)であるが、究極はわれわれのうちなる道德性の開発, すなわち自己の義務を常に義務から行うように自己を開発することにつきるといってよい。第二の「他人の幸福」では、ひとはすべて自律的立法の主体として独立した人格であるが、われわれがなすべきことは、それぞれの幸福の実現への援助である(op. dit., S. 235)。したがってそこに他の人格に対する「敬」と同時にその幸福の促進に寄与する「愛」の義務が行われねばならない。上のように二つに分けられるが、しかし他人に対する義務も自らの実践理性の課すものである限り、自己自身への義務であり、したがって「徳論」における究極は自己の道德的完全性の開発の義務につきるといってよい。

#### 4

以上のように、「目的の国」は客体的側面に即してみれば、それは法の完全な支配のもとにある永遠平和の人類的世界であり、その主体的側面からみれば、各人格がそれぞれに本来的自己の完全な実現をめざしての「道德的完全性」の開発にはげみ、且つ相互に敬・愛によって結ばれ合う道德的世界である。法は法として独自の外面的自由の領域を確保し、道德は内面的自由の独自の領域をもっている。法と道德はそれぞれ世界を異にしつつ、相互に相支え合って「目的の国」を具体化していくものといえよう。そしてそれはそれぞれの人格の実践理性の発動によって可能なのである。なぜなら、法と道德の区別は、その内

容より義務づけの相違にもとづくもので、ともに実践理性の産出によるのである。したがって、法的義務の内容も、それぞれの人格によって「同時に義務であるところの目的」として定立されうるのであって、法の完全な支配と永遠平和の体制の実現は、われわれにとって、単に外の世界に属することがらでなく、重要な道徳的義務の内容になりうるのである。

そもそも、カントが純粋理性批判の弁証論において自由について論じているのは、世界概念に関する二律背反の部分であった(Vgl.K.d.r.V., B.S.472~)。したがって自由は世界での自由であり、世界における自由と理解すべきであろう。この点から考えれば、内的自由は感性的衝動からの自由を意味するにとどまらず、意志の自律にもとずいて本来的自己が積極的に発動し、自己の定立した道徳法則を実現し、倫理的「世界」を実現するところに自由の完全な実現があるといっても誤りではなかろう。このように考えれば外的自由の完全な実現(法の支配と永遠平和の体制)と個々の人格の内面的自由の完成とは、道徳的实践に於ては二つにしてしかもひとつの使命であるといえよう。そしてこの使命の完遂される時こそ「目的の国」がこの現実の人間社会に姿をみせる日ではなかろうか。

## 追 記

「目的の国」の具体的把握への試みの単なるスケッチ、あるいはきわめて貧しい展望に終わったことは、筆者の怠慢の結果である。このスケッチを完成させるためには法と道徳の相互関連にもまして、道徳(目的の国)と宗教(神の国)の関連が問われねばならない。法——道徳——宗教の関連構造を問うことを次の課題としたい。